

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 9 日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

令和 4 年 10 月以降の生活困窮者支援の重層的实施及び緊急小口資金等の特例
貸付の借受人への適切な対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額の貸付を行うため、令和 2 年 3 月 25 日から開始し、これまで延べ約 333 万件（令和 4 年 9 月 7 日時点）の貸付決定が行われてきました。

この特例貸付の申請期限については、累次にわたり延長してきたところですが、本年 9 月末までとし、10 月以降の生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援金の支給及び住居確保給付金の特例措置等による経済的支援、生活困窮者自立支援制度における相談支援、生活福祉資金貸付（通常貸付）、NPO 等と連携した現物支援等を引き続き重層的に実施することとしています。

生活困窮者の生活再建を図るためには、ご本人やそのご家族に寄り添いながら、その後の相談支援等を行うことが重要です。

つきましては、下記のとおり、相談者の状況に応じた適切なご対応をお願い申し上げます。

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市区町村生活福祉資金貸付制度主管部局へ周知いただき、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内の自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、厚生労働省において設置している特例貸付に関するコールセンターについては、令和 4 年 10 月以降も継続して設置することをご承知願います。

記

1 生活困窮者への支援体制の整備について

各都道府県社会福祉協議会及び自立相談支援機関においては、様々な課題を抱える借受人や生活困窮者自立支援金の受給者等の生活困窮者に対して、適切な支援が行えるよう、十分な相談支援等の体制を整備していただくようお願いいたします。

具体的には、

- ・ 都道府県社会福祉協議会においては、債権管理費を活用し、市町村社会福祉協議会も含めた必要な人員の加配や、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所、債務整理に関する機関等の関係機関との連携強化を、
- ・ 自立相談支援機関においては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、

① 必要な人員を加配すること、

② 生活困窮者の支援体制を検討するためのプラットフォームを設置する等により、現物支援を行うNPO等の民間団体との連携体制を構築すること

に加え、貸付の返済を含めた経済的自立を支援するための家計改善支援事業や就労準備支援事業を実施・拡充、ハローワークや福祉事務所との連携強化など、地域の実情に応じた支援体制の整備を、

それぞれ積極的に検討していただくようお願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援金を受給し終わった者など、特に支援が必要な生活困窮者に対して、重点的に支援を行っていただくようお願いいたします。

2 本年10月以降の生活困窮者への支援について

各都道府県社会福祉協議会等においては、令和4年10月以降、生活困窮者に対して、必要に応じて自立相談支援機関と連携しつつ、申請期限が令和4年12月末まで延長された生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置、生活福祉資金貸付（通常貸付）、また、生活保護や求職者支援制度など、個々の状況に応じた支援に適切につなげていただくようお願いします。

その際、地方公共団体において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を活用し、生活困窮者への給付金、電気料金等公共料金の負担軽減、子育て支援、学校給食等の負担軽減など、地域の実情に応じた生活困窮者支援が実施されていることから、各都道府県社会福祉協議会等及び自立相談支援機関においては、それぞれの地域の臨時交付金を活用した支援を確認の上で、必要に応じて相談者に案内するなどの対応をお願いします。

また、10月以降に社会福祉協議会の窓口等に貸付の相談がなされた場合は、相談者の生活状況を聴き取った上で、生活福祉資金貸付（特に緊急小口資金及び総合支援資金の通常貸付）による対応が必要な方に対しては、前年の所得に基づく課税世帯であっても、直近の収入が家計

急変により非課税程度まで減収している場合や、自立相談支援機関の支援等により、自立した生活を営めるようになることが見込まれる場合に貸付を行うなど、個々の状況に配慮した対応に努めていただくようお願いいたします。

なお、9月中に緊急小口資金等の特例貸付の申請に関する相談があった方等については、申請書の提出が9月末までに間に合わなかったとしても、提出が大幅に遅れる場合を除いては当該申請書を9月中に提出があったものとして受理するなど、個々の状況に配慮した対応をお願いいたします。

3 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対する適切な対応について

(1) 特例貸付における償還免除の適用と周知

令和4年3月末までに申請された緊急小口資金等の特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、令和4年12月末まで据置期間を延長しているところですが、生活に困窮された方の生活に配慮するため、令和2年3月の開始時から「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができること」としてしています。さらに、返済期間中の借受人の状況の変化に対応するため、令和3年11月に局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」（令和3年11月22日付け社援1122第2号。以下「償還免除特例通知」という。）を发出し、各資金種類の判定年度において、借受人及び世帯主が非課税の場合には償還免除とすることを示すととともに、

- ・ 判定年度の次年度以降に住民税非課税となった場合には、申請に基づき、次年度以降の残債を一括して免除すること、
- ・ 償還期間中に償還困難となった場合の対応として、死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定の要件を満たす場合には残債の全部又は一部を免除できること

等の償還免除要件の明確化を図ったところです。

こうした取扱いについては、各都道府県社会福祉協議会において、順次、借受人に償還免除の案内を送付することとしていますが、その際に別添の厚生労働省作成のリーフレットを活用するなど、償還免除について引き続き周知するとともに、ホームページ等による周知を併せて行うなど、借受人に対する周知をお願いいたします。また、償還免除の申請手続きに当たっては、例えば、ホームページやSNS等を活用した申請案内、借受人が転居した場合には転居先を届け出る必要があることの周知、申請方法等に関する問い合わせ対応を行うための体制確保など、円滑な申請手続きに向け、地域の実情に応じた適切な支援を行っていただくようお願いいたします。その際、障害のある方には、例えばホームページや申請の案内時における音声コードの活用などの配慮に努めるようお願いいたします。

なお、こうした支援を行うために必要な費用のほか、償還への対応や償還免除を行うための正規職員も含めた人員配置、各都道府県社会福祉協議会におけるコールセンターの設

置、申請手続きをフォローするための各市町村社会福祉協議会の体制強化に係る経費などについても、債権管理費として計上することが可能であることを申し添えます。

(2) 緊急小口資金等の特例貸付における償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援

各都道府県社会福祉協議会においては、償還免除特例通知における第1の要件において、総合支援資金（延長貸付）及び総合支援資金（再貸付）に係る償還免除を認めた借受人に対して償還免除承認通知書を交付する際は、フォローアップの支援を行うため、

- ・ 自立相談支援機関に関するパンフレットやチラシ等を同封するとともに、
- ・ あらかじめ借受人から他機関へ情報を提供することについて同意を得られている場合、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐ

など、償還免除特例通知に基づき、適切に対応していただくことをお願いしているところです。

自立相談支援機関においては、借受人や各都道府県社会福祉協議会から相談・連絡があった場合には、個々の状況に応じて、家計改善支援事業や就労準備支援事業の活用、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援の検討を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付についても、可能な限り、同様の対応をお願いします。

(3) 緊急小口資金等の特例貸付における償還免除の対象とならない借受人に対する支援

各都道府県社会福祉協議会においては、緊急小口資金等の特例貸付における償還免除の対象とならない借受人に対しても、生活に困窮している状況が判明した場合には、個々の生活状況を把握しながら、以下の①から③に留意いただき、生活再建に向けた必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

また、債権管理費を活用して、

- ・ それぞれの貸付状況等を踏まえた、委託する市町村社会福祉協議会も含めた必要な人員体制等を検討いただくとともに、
- ・ 自立相談支援機関やハローワーク、福祉事務所、債務整理に関する機関など、関係機関と連携するために必要な支援体制の構築に努めていただくなど、

償還の相談等に適切に対応するための支援体制の整備をお願いします。

① 借受人の個々の状況に応じた適切な支援

償還期間中に借受人から償還が困難であるとの相談があった場合には、個々の生活状況を丁寧に聴き取るとともに、市区町村社会福祉協議会と連携して相談支援を行っていただくようお願いいたします。

また、生活福祉資金貸付（通常貸付）では、「災害その他やむを得ない事由により償還が困難な場合」には償還猶予ができることとされているところ、今般の特例貸付においても、個々の状況に応じて償還猶予を適切に活用していただくなど、生活再建に向けた寄り添った支援をお願いいたします。

② 円滑な償還に向けた支援を行うための関係機関との連携

償還中に社会福祉協議会が関わり続ける中で、生活に困窮している状況が判明し、必要があると判断した場合には、生活状況や本人の希望を確認した上で、福祉事務所や自立相談支援機関への相談や家計改善支援、ハローワークによる就労支援等の適切な支援につなぐようお願いします。

関係機関による支援につないだ後においても、必要に応じて借受人や関係機関の支援員と定期的に連絡をとりながら、支援状況の把握に努めていただくようお願いします。

③ 債務整理の支援を行うための関係機関との連携

都道府県社会福祉協議会等において、緊急小口資金等の特例貸付の償還に関する相談支援を行う中で、特例貸付の債務以外の債務の存在が判明し、生活を再建するためには当該債務も含めた整理を行う必要がある場合には、多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会、司法書士会等との連携が重要です。

そのため、別添の厚生労働省作成のリーフレットを活用するなどして、借受人に対して多重債務や法律相談の相談窓口を案内するほか、それらの相談窓口へのつなぎや同行支援、定期的な法律相談の開催など、地域の実情に応じた必要な支援を行っていただくようお願いします。

以 上